

長良川取水「河口堰近く」「中流で」

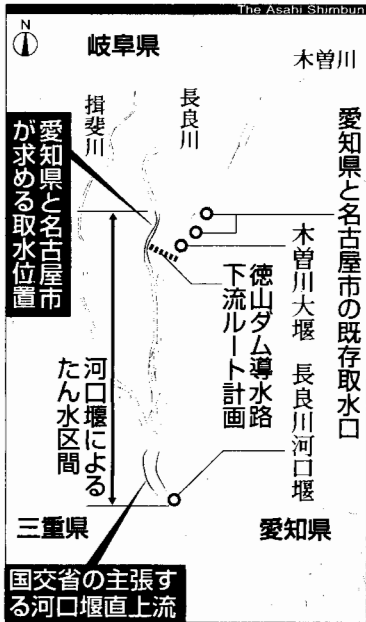
国交省「二枚舌」

長良川河口堰の水の利用をめぐる、国土交通省が、公式の見解と矛盾する別の覚書を、愛知県と名古屋市の出したことがわかった。県と市が構想する上水道の取水口の建設位置について、覚書は県と市が希望する長良川中流域での建設への協力を約束しているが、国交省の公式見解は「中流域の環境に悪影響が出る恐れがあり、取水口は河口堰近くが望ましい」。表と裏を使い分けるような国交省の「二枚舌」が露呈した形だ。

(伊藤智章)

愛知県や名古屋市の構想は、河口堰約20キロ上流付近の中流域に取水口を建設。県が毎秒4・52トンを、市は同2トンを取水し、隣の木曽川に流すと

木曽川には、この場所のす



ぐ下流に既存の取水口があり、すでに整備済みの送水管で尾張地域や名古屋市内に供給することができるため、経費を抑えることができる。一方、河口堰付近で取水するとなると送水管を新設する必要が出てくるのに加え、供給先が上流側になるため、ポンプで送水するためのコストが高くなる。

国交省は「中流域で取水すると、水が減った分、長良川

の流速が落ち、アユの生態や水質に影響する恐れなどがある」として、旧建設省時代から「(河口)堰の直上流が望ましい」と、公式見解を示していた。岐阜県も環境悪化を懸念し、長良川中流域での取水に反対している。

今回明らかになった覚書などの文書は、「徳山ダム建設中止を求めると」事務局長の近藤ゆり子さんの請求で、国交省が開示した。

取水口の建設位置についてかかっているのは、①河口堰着工直前の87年、旧中部地建

局長名の「取水位置については、関係機関等の調整の上、貴意に沿うよう措置する」とする知事、市長あての二つの覚書②河口堰完成直前の93年、地建部長名の「要望に沿うよう、調整を図る」とする県部長当て回答書③徳山ダムの建設事業費を960億円増額した04年、「既存の取水・導水施設が有効に利用できるよう協力する」とする地整局部長と市局長や県部長連名の確認事項文書。

87、93年文書も「本県の希望する位置」(県)などす

る要望への回答だ。

近藤さんは「国交省は、環境悪化の批判が怖いから中流取水は簡単に認めたくないが、河口堰建設に協力した愛知県や名古屋市の要求も断りにくい、ということだろう。あいまいな態度が不信を広げている」と話す。

国交省中部地整局の山内博広域水管理官は「愛知県、名古屋市の要望を受けて覚書は出したが、河口堰直上流での取水が望ましい、との(公式な)立場は変えていない」と話している。

水余りで強行のツケ

《解説》国土交通省の「二枚舌」は、水余りなのに「利水上必要」と言い張って長良川河口堰建設を強行したついでだ。

最初の覚書を出した87年は、水の需要が見込めなかった三重県が毎秒4トンの権利(岩屋ダム分を含む)を返上したのに対し、まだ財政に余力があった愛知県と名古屋が肩代わりし、ようやく河口

堰の着工が決まった時だ。県と市は、このとき建設に協力したことで、国に「恩を売った」形になった。水需要が伸びる見込みがあったわけではない。だが、無理をして引き受けた以上、「せめて安いコストで水を取れるようにしてほしい」と言い続けてきた。93年の回答文書に先立つ県の照会文書は「三重県工水転用時の調整経緯を踏まえ」

とまで明記している。一方、国交省も安易に中流域での取水を認めるわけにはいかなかった。「環境悪化」の引き金を引きたくないからだ。それでも過去の経緯を無視できず、覚書で切り抜けてきた、ということだろう。

1500億円事業(国直轄分を除く)の河口堰で、現時点で使われている水は22・5トンのうち3・6トンのみだ。350億円事業の徳山ダムはゼロ。県や市と同様、国交省にとってもこの状態は好ましくないのだ。

だが、いくら「渇水対策」を強調しようと、こんなやり方で、住民の支持は得られない。過去のいきさつをすべて公開することが、議論の前提

だ。

が、いくら「渇水対策」を強調しようと、こんなやり方で、住民の支持は得られない。過去のいきさつをすべて公開することが、議論の前提